

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光 様

総務委員長 石 井 良 司

総務委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成27年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成27年10月19日（月）から10月20日（火）まで

2 視察先

金沢市（石川県）、明石市（兵庫県）

3 視察項目

(1) オープンデータ（金沢市）

本市では、今年度に予定している第4次三鷹市基本計画の第1次改定において検討すべき将来課題の1つとして、三鷹まちづくり総合研究所における持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会の取り組みを進めるとともに、ビッグデータ、オープンデータを活用したまちづくりに向けた取り組みについて検討を進めているところである。国においても、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの普及促進を図りつつ、地域課題の解決等を推進する取り組みが推進されているところである。

このことから、本市議会としてもビッグデータ、オープンデータの活用のあり方を検討するに当たり、先進事例の視察を行った。

(2) 災害情報メール通知サービス（金沢ぼうさいドットコム）（金沢市）

本市では、小規模な自主防災訓練の実施、積極的な防災出前講座の開催等により、市民の自助と地域の共助の取り組みを強化し、市民の防災力の向上に取り組むとともに、高齢者及び障がい者などの避難所生活を支援するための取り組みを推進することにより、市民の安全安心の確保に努めているところである。あわせて、本市が取り組んでいる安全安心メールにおいては、不審者情報などの防犯分野及び放射線情報などの環境分野とともに、異常気象等による自

然被害などの防災情報を配信しているが、配信情報が多様化していることや国が進めている災害情報伝達システムとの連携も重要視されていることから、総合的な市政情報のメール配信という機能に対応するため、再構築に向けて取り組んでいるところである。

このことから、本市議会としても安全安心メールのあり方を検討するに当たり、先進事例の視察を行った。

(3) 住民実態調査（明石市）

本市では、住民基本台帳法及び三鷹市住民実態調査規則に基づき、住民の実態について調査し、住民票の正確な記録を確保し、住民基本台帳の整備を行うとともに、各種行政事務の基礎資料とすることを目的として、住民登録と居住状況の一致を確認するために、本市の全域またはその一部について、住民実態調査を隔年実施しているところである。また、今年度においては個人番号通知カードの送付に向け、市内全域で住民実態調査を実施しているところである。

このことから、本市議会としても、住民実態調査のあり方を検討するに当たり、先進事例の視察を行った。

(4) 本人通知制度（明石市）

本市では、住民票及び戸籍における代理人等の取得において、証明書等の請求時には、委任状もしくは請求が正当なものであることを示す疎明資料の提示を求めるだけでなく、詳細な申請理由を請求書に記入することを求めることにより、証明書等の不正取得の抑止に向けて取り組んでいるところである。

このことから、本市議会としても、証明書等の不正取得の抑止策のあり方を検討するに当たり、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 総務委員

石井 良司、嶋崎 英治、赤松 大一、高谷真一郎、後藤 貴光、
吉野 和之、西尾 勝彦

(2) 同行職員

市民部長 岡本 弘

(3) 随行職員

議会事務局議事係主査 黒崎 晶

オープンデータ

1 オープンデータの取り組みの目的及び経緯

オープンデータとは、データの量に関係なく、誰でも自由に使える公開されたデータのことである。金沢市では、市内の事業者の若手経営者と現市長との会談の折、金沢市が保有するさまざまなデータを自由に使うことができれば、より柔軟な発想でアプリ開発ができるという提案を受けたことを契機として、他の地方自治体に先駆け早い段階からオープンデータの取り組みに着手し、公共データを二次利用可能な形で提供し、民間事業者等のさまざまなサービス等に活用することで、市民の利便性向上や地域の活性化につなげていくオープンデータの取り組みを推進しているところである。

2 オープンデータの概要

(1) 金沢市施設オープンデータ

ア 目的

金沢市の保有する公共施設のデータを市民等にわかりやすく公開することを目的としている。

イ データ内容

現在15ジャンル2,500件公開しており、データ項目はジャンル、施設名称、所在地、開館時間、休館日及び料金等を掲載している。なお、全15ジャンルについては、観光（美術館・博物館、歴史・文化施設、寺社、庭園・公園、その他）、文化・芸術、生涯学習（生涯学習、公民館）、暮らし（届け出・証明、その他）、子ども（児童館、児童クラブ、保育所、その他）、スポーツ施設（体育館、プール、テニスコート、その他）、福祉・健康（保健所・福祉健康センター、市立病院、AED、その他）、ビジネス、学校（市立小・中学校、金沢美術工芸大学、市立工業高等学校）、公園、駐車場・駐輪場（駐車場、駐輪場）、ふらっとバス（此花ルートバス停、菊川ルートバス停、材木ルートバス停、長町ルートバス停）、レンタサイクルまちのり、避難所、環境（電気自動車充電設備）となっている。

ウ その他

公開されているデータの取得については、CSV¹ファイルによるダウンロード、またはAPI²による利用の2つの方法により可能となっている。

¹ CSV データベースなどで各項目のデータをカンマで区切ったテキスト形式のファイルのこと

(2) 金沢市画像オープンデータ

ア 目的

金沢市が保有する画像データを公開することによって、新しいサービスの創出、金沢市の魅力発信のために民間事業者等が活用することを目的としている。

イ 画像のデータ内容

金沢市が保有する画像データに係る著作権等に不明な点が多いことから、新たに市職員が撮影した観光地や公共施設などの約680枚写真を公開しているところである。当該画像データについては、情報政策課 I C T 推進室において、民間クラウドサービスを利用し管理しているところである。

ウ その他

金沢市の魅力発信・P Rにつながることを目的にしていることから、公開されているデータについては、ライセンスに同意すれば自由にダウンロード可能としている。あわせて、当該画像データ等をリンクすることは原則自由で、金沢市に対する許可や申請も不要とし、使い勝手がよいものを目指しているところである。なお、今後のさらなる活用に向けて、著作権に関する条文を整理した契約標準約款の作成に向けて仕様を調整しているところである。

(3) 金沢芸術創造財団イベント情報オープンデータ

ア 目的

公益財団法人金沢芸術創造財団が管理する施設のイベント情報データを二次利用可能な形で提供し、民間事業者等のさまざまなサービス等に活用するとともに、利用者の利便性向上や地域の活性化につなげていくことを目的としている。

イ 対象施設

金沢能楽美術館、金沢湯涌創作の森、金沢卯辰山工芸工房、金沢市民芸術村、金沢市アートホール、金沢市文化ホール及び金沢歌劇座の7施設

ウ その他

対象施設のイベント情報は、J S O N³形式にて公開している。

² **A P I** プログラミングの際に使用できる命令や規約、関数等の集合のこと

³ **J S O N** プログラミング言語のひとつである J a v a S c r i p t におけるオブジェクトの表記法を応用したデータ形式のこと

3 オープンデータの今後の取り組み

(1) 民間事業者との協働

ア Code for Kanazawa

Code for Kanazawaは市民の課題を集め、その課題を整理・分析した上で、メンバーが実際に課題解決となるソフトウェアやハードウェア（仕組みや方法）の開発を推進することで、課題を解決するサービスを完成させることを目的とし、エンジニア、デザイナー等の幅広い人材をメンバーとして設立された団体である。なお、当該団体については、行政や民間企業の影響を受けずに中立・公益の立場から物事を判断するよう心がけているところである。

(ア) 5374 (ゴミナシ) . j p

5374 (ゴミナシ) . j pはゴミ出しのわかりにくさをIT技術の活用により解消することを目的として開発されたアプリケーションである。例えば、金沢市に転入してきた市民等が正しいゴミの捨て方について、すぐにわかるように、目的と使い方をシンプルにデザインしたところである。2013年9月にCode for Kanazawaの手で誕生した5374. j pは、金沢市から始まり、現在、石川県野々市市など、全国32都市に展開しているところである。

・表示

一番近いゴミの日とジャンルを上から順に表示

捨てる事が可能なゴミのジャンルをタップすることにより、捨てる事が可能なゴミの一覧を表示。

居住の地域を選択することで、ゴミ収集日が自動的に更新される。

・今後の予定

スマートフォンのGPSから位置情報を取得する機能を追加する予定。



(5374 (ゴミナシ) . j p
ホームページより)

(イ) インターナショナルオープンデータデイ

インターナショナルオープンデータデイとは、世界中の国や都市などの公共機関が取り組んでいるオープンデータ政策をサポートして、その利用を促進することを目的としたイベントである。平成26年2月22日(土)にCode for Kanazawaが主催、金沢市が共催し、金沢市で開催されたところであり、オープンデータに関するセミナーや住みやすいまちについて考えるワークショップ等を実施したところであ

る。

(2) つくり手の育成

ア KANAZAWAスマホアプリコンテスト

オープンデータを活用した地域の課題解決につながるスマートフォン及びタブレット型端末向けアプリケーションの民間による開発を促進することで、民間における公共データの活用を推進するとともに、行政の透明性・信頼性の向上及び地域活性化を図ることを目的としている。対象者は法人または個人及びそのグループとし、応募条件は金沢市のオープンデータを利用することとしている。平成27年度の募集期間は平成27年8月31日までであったが、25件の応募が寄せられた。

なお、平成25年度グランプリのアイパブルーキーズが開発した「かなざわ避難支援ナビ」はGoogle Playにて公開され、市民等に活用されているところである。

イ KANAZAWAアプリ開発塾

KANAZAWAアプリ開発塾では、スマートフォンのアプリケーション開発に関心を持つ学生またはそのグループが、IT技術者などのアドバイスを受けながら、地域の課題解決につながるアプリケーションの開発に取り組んでいる。募集対象はスマートフォンのアプリケーションの開発に関心を持つ金沢市または近郊の大学院、大学、短大、高等専門学校、専門学校、高等学校に在学する学生またはそのグループとしている。開発塾ではシステムエンジニアやデザイナー等によるセミナーや個別のアドバイスを受けることができ、最終的な目標としては、金沢を元気にするアプリケーションをテーマにみずから地域の課題を発見し、解決するアプリを開発することとしているところである。なお、平成26年度では、石川工業高等専門学校の越野研修室が開発したアプリ「Gyozy」がGoogle Playにて公開され、市民等に活用されているところである。

4 今後の課題

- (1) 現在金沢市施設オープンデータとして公開しているのは、金沢市が保有する施設だけであり、今後、観光施設や石川県、民間事業者が管理する施設を取り込むことが必要である。
- (2) 金沢市としては、北陸新幹線開業に伴い世界の交流拠点都市を目指していることから、まちづくりの役割を果たすためのICT基盤整備やオープンデータによる協働の取り組みについての市民に対する広報等の働きかけが課題となっている。

◎ 主な質疑

- ・ 金沢市が保有するデータの公開に係る基本的考え方について
- ・ オープンデータの活用に向けた学術機関との連携について
- ・ 民間事業者との協働に係る今後の方向性について
- ・ ビッグデータの活用に向けた今後の取り組みについて

◎ 主な提供資料

- ・ 金沢市におけるオープンデータの取り組み
- ・ ビジット金沢投稿コンテスト

金沢市

災害情報メール通知サービス（金沢ぼうさいドットコム）

1 金沢ぼうさいドットコムの経緯及び目的

金沢市では、平成16年7月に新潟県及び福島県において、豪雨により堤防が決壊した事例が生じたことや従来から市民に対する避難勧告の情報伝達方法等に課題があったことから、集中豪雨、台風、大雪及び地震等による災害発生に備え、気象情報や避難勧告等の避難情報や避難所開設情報等を災害情報メールで通知することにより、市民の生命や財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とした災害情報メール通知サービス（金沢ぼうさいドットコム）の仕組みを構築し、平成17年9月1日の防災の日から運用を開始したところである。

2 金沢ぼうさいドットコムの概要

携帯電話やパソコンから、メールアドレスと居住する地区を登録することにより、金沢市から防災情報がメールで通知されるサービスである。

(1) 配信情報

ア 定期配信（月1回程度） 避難場所などの防災知識に関する情報

イ 随時配信（不定期、災害警戒時や災害発生時）

気象情報、避難勧告、避難所開設情報等（熊出没情報、PM2.5注意喚起情報等）

居住地域の状況により適切な情報を提供するため、「校下・地区」毎に細分化された情報を中心にメール配信する。「校下・地区」は複数登録が可能となっている。なお、気象情報については、平成23年度から7つのグループの中からグループを選択する配信気象情報選択制度を導入している。

別表

		グループA	グループB	グループC	グループD	グループE	グループF	グループG
警報	大雨	●	●	●	●	●	●	●
	洪水	●	●	●	●	●	●	●
	暴風	●	●		●	●	●	
	暴風雨	●	●		●	●	●	
	大雪	●	●	●	●	●	●	●
	波浪	●			●	●		
	高潮	●			●	●		
注意報	大雨				●	●	●	●
	洪水				●	●	●	●

強風				●			
風雪				●			
大雪				●	●	●	●
波浪				●	●	●	
高潮				●			
雷				●			
融雪				●			
濃霧				●			
乾燥				●			
雪崩				●			
低温				●			
霜				●			
着氷				●			
着雪				●			

(金沢市視察資料より)

(2) 地区登録

市内62地区（地区固有の情報は当該地区のみに配信）

(3) 登録者数

約1万7,000人

(4) 費用

初期費用 338万円

維持管理費 129万6,000円

(5) 登録方法

携帯電話、スマートフォン及びパソコンから登録する。携帯電話等の場合は携帯電話等のメールアドレスに、パソコンの場合は任意のアドレスでお知らせメールを受信できるように設定する。なお、登録は無料であるが、登録時やメール受信時の通信費用は自己負担である。

3 その他の災害情報伝達体制の整備及び連携

(1) 同報防災無線

同報防災無線とは、金沢市から市内小・中学校、公園等に屋外拡声子局を、金沢市内の公共施設等にラジオ型の戸別受信機を設置した上で、災害情報や被災時の各種災害対応情報を市民に対し、一斉に伝達するシステムである。ただし、荒天時に同報防災無線が聞きづらい点や住宅開発に伴う音達空白エリアが発生するなどの課題があったところである。

	設置状況
基地局	1局 市庁舎（主操作卓）、消防局（副操作卓）
中継局	1局（医王山）
屋外拡声子局 （屋外スピーカー）	201局 小・中学校の屋上、市街地の公園等
戸別受信機	419台 市内の公共施設、小・中学校、高等学校、短期大学、大学、保育所、幼稚園、自主防災組織等

(同報防災無線の整備状況)

- 平成6・7年度 海岸線を中心に津波情報の市民広報対策として整備
- 平成8・9年度 防災、避難拠点となる小・中学校、公園等に整備
- 平成10年度 無線不感地帯の解消対策として、医王山無線中継局を新設
森本山間部の小学校等に屋外スピーカーを整備
- 平成11年度 浸水被害地域に屋外スピーカーを整備
- 平成16・17年度 空中波のデジタル化移行までに、万全かつ常時良好に運用するため通常の点検のほかに詳細点検を実施
- 平成19年度 同報防災無線の放送内容を電話で確認できる緊急情報電話案内サービス（テレドーム）を開始
- 平成20年度 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備
- 平成24～27年度 デジタル化へ移行整備（音達空白区域に子局を増設）

(2) 緊急情報電話案内サービス（テレドーム）

緊急情報電話案内サービスとは、同報防災無線の放送がよく聞こえない場合や聞き逃した場合に、その放送内容を電話で確認できるサービスである。

電話番号 0180-99-7171

(3) 災害緊急ラジオ放送システム

ラジオかなざわは平成8年4月1日開局の北國新聞の系列のコミュニティFM局であり、主に中高年層を対象に、地域に密着した情報を発信しているところであるが、毎年8月の最終日曜日に実施する金沢市の市民防災訓練に合わせ、同局において災害時放送訓練を行うとともに、市民と一緒に防災について考える特別番組を放送する取り組みを実施している。また、災害発生時には、全ての通常プログラムを休止して緊急放送に切り替え、金沢市との連携のもと、ライフライン情報や安否情報を放送することとしている。

(4) 石川県総合防災情報システム端末

石川県内における災害情報の共有と対応体制の迅速化を図るために、石川県内市町村及び各消防本部に設置されている。金沢市にも設置され、気象情報を初めとする各種情報をリアルタイムで受信している。

4 今後の課題

- (1) 金沢ぼうさいドットCOMの登録者数が事前の想定に比べ増加しないことから、防災出前講座や防災訓練等の機会を通じて、市民に対しさらなる登録促進に向けた取り組みを実施する必要がある。
- (2) 金沢ぼうさいドットCOMの表記については、現在日本語のみの対応であるが、多くの外国人観光客等が金沢市を訪問することから、英語等の外国語への対応が課題である。

◎ 主な質疑

- ・ 金沢ぼうさいドットCOMの登録者数の増加に向けた取り組み等について
- ・ 配信気象情報選択制度の導入に至った経緯等について
- ・ 災害情報の通知に係る関係機関等との連携について
- ・ 金沢ぼうさいドットCOMの導入時における経費負担等について
- ・ 災害情報伝達体制の構築に向けた取り組みについて

◎ 主な提供資料

- ・ 金沢ぼうさいドットCOMの概要について
- ・ 平成27年度金沢市防災対策事業概要
- ・ 金沢市の情報発信・伝達体制

明石市

住民実態調査

1 住民実態調査の目的

明石市住民実態調査規程に基づき、市の区域内に住所を有する者について、住民の実態を正しく把握し、住民基本台帳の正確性を図るとともに、各種行政事務に資することを目的として、道路、鉄道及び河川等を境界とした約200世帯を基準とした調査区を設定し、年1回の調査員による住民実態調査を実施しているところである。

2 住民実態調査の概要

(1) 調査区の設定

明石市において各支所ごとに調査区を設定している。

本庁区域（明石市役所）、大久保区域（大久保市民センター）、魚住区域（魚住市民センター）、二見区域（二見市民センター）

(2) 調査依頼

市民（主に家族や親族など）及び庁内関係課（主に国民健康保険課）からの依頼が中心である。

(3) 調査方法

まず、外観調査（主に表札の有無、水道及び電気メーターの確認、郵便物の調査等）及び近隣の聞き込み調査等の現地調査を実施する。このうち、マンション等の賃貸物件については、現地調査等で判明した家主に対し、連絡先の調査を実施する。次に、不動産事業者に対する調査文書を送付するとともに、本籍地への文書調査を実施する。

(4) 調査後の処理

上記の調査により、居所等が判明しない場合には、庁内の手続を経て、公示を行った上で、職権消除を行う。調査期間はおおむね1～2カ月を要しているところである。

3 住民実態調査に係る依頼件数及び職権消除件数

依頼・要請者	依頼・調査件数				合計
	市民課	大久保市民センター	魚住市民センター	二見市民センター	
国民健康保険課	17	1	7	5	30
介護保険課	3	2	2	2	9

個人	6	1	0	1	8
合計	26	4	9	8	47

依頼・ 要請者	職権消除件数				合計
	市民課	大久保市民 センター	魚住市民 センター	二見市民 センター	
国民健康保 険課	15	0	5	4	24
介護保険課	3	1	2	2	8
個人	6	1	0	0	7
合計	24	2	7	6	39

(明石市視察資料より)

4 今後の課題

市民及び庁内関係課からの依頼により、年数回の調査を実施しているが、調査件数が多数となった場合には、通常業務とは別に対応することとなるため、住民実態調査員として割り当てる職員が確保できない場合があることが課題である。

◎ 主な質疑

- ・ マイナンバー制度への対応について
- ・ 調査区の設定に係る基本的考え方について
- ・ 住民実態調査と国勢調査との関係性について
- ・ 住民実態調査に係る職員配置のあり方について
- ・ 不動産事業者等に対する文書照会の実態について

◎ 主な提供資料

- ・ 住民実態調査視察資料

本人通知制度

1 本人通知制度の目的及び経緯

本人通知制度とは、戸籍・住民票などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、第三者（代理人・八士業を含む）が戸籍や住民票等を取得した場合に交付した事実等を本人に通知する制度である。

自己の個人情報に他人に知られたくないという意識の高まりや住民票や戸籍謄本等の不正取得が全国で発生したことにより、同制度を導入する自治体が増加しているところであることから、明石市では平成26年10月から同制度の登録を始め、同年11月に本人以外の請求に対し、登録者への通知サービスを開始したところである。なお、兵庫県内における同制度については、平成27年2月現在、41市町のうち、28市町で導入している状況である。

2 明石市における本人通知制度の概要及び実施状況

本制度の事前登録者について証明書が発行された記録をシステム上で管理し、申請者と照合した上で通知書を作成し、事前登録者に対し送付する。その後、通知を受けた事前登録者から個人情報開示請求があった場合は、個人情報保護条例により当該申請書を開示するものである。

(1) 通知対象となる証明

- ア 住民票（除票を含む）
- イ 戸籍（除票を含む）
- ウ 戸籍附票（除附票を含む）

(2) 通知する項目

- ア 交付年月日
- イ 交付した証明書の種別
- ウ 交付枚数
- エ 交付請求者の種別

(3) 登録有効期間

5年

期間満了前に「更新のお知らせ」を送付

(4) システム改修費

- ア 住民基本台帳システム 約2,000万円
- イ 戸籍システム 約200万円

(5) 現在の登録状況

登録者数は878名（平成27年8月末時点）。通知を送付した件数は46件で、

そのうち、12件について開示請求があった。

3 本人通知制度における登録の手続方法

(1) 登録できる者

明石市に住民登録がある者、または明石市に本籍がある者（それぞれ過去にあった者を含む）

(2) 登録できる場所

市役所市民課窓口、各市民センター、各サービスコーナー

(3) 登録に必要なもの

事前登録申請書（市役所のホームページからもダウンロード可能）

来庁する市民に係る本人確認書類

運転免許証・パスポート等の写真付の公的な証明書の場合は1点、健康保険証・年金手帳等の写真のない公的な証明書等の場合2点必要

代理人が申請する場合は、代理人であることがわかる書類

（委任状、未成年者の親権者であることが確認できる戸籍謄（抄）本、登記事項証明書等）

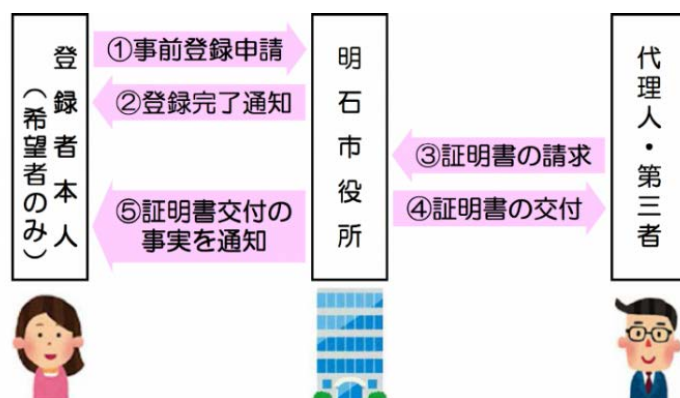
(4) 登録の期間等

ア 登録開始日

登録日は、原則として申請後1週間以内。登録の手続きが完了したら、「登録完了のお知らせ」を送付

※ 平成26年11月3日までに申請した場合は、登録日は平成26年11月4日となる。

※ 本人通知の対象となるのは、登録日以降に交付された分となる。



(明石市役所ホームページより)

4 今後の課題

- (1) 現在のシステム上市外転出した場合には転出先の住所を把握できないため、転出届の提出時に、同制度における住所変更申請書を提出する必要がある。
- (2) 本人通知制度による開示請求を行う際の手続については、支所では対応することができないため、行政情報センターで行う必要がある。
- (3) 現行のシステムでは、本人通知の登録及び証明書等の発行履歴に係る抽出機能しか実装されていないため、開示請求があった場合、手作業でデータを抽出する必要があることから、事務手続に時間と人手がかかることが課題である。

◎ 主な質疑

- ・ 明石市における本人通知制度の登録状況と近隣自治体との比較について
- ・ 開示請求後の事務手続等について
- ・ 本人通知制度に係る個人情報の開示内容について
- ・ 本人通知制度における市民及び関係機関等への周知のあり方について

◎ 主な提供資料

- ・ 本人通知制度視察資料
- ・ 明石市「本人通知制度」のご案内

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。